

富士・愛鷹山麓地域環境管理計画の 行政指導方針を 改正します

富士市では、平成3年に富士・愛鷹山麓地域環境管理計画を策定し、自然環境の保全と創造、節度ある利用を図るための諸施策を推進しています。このほどこの計画の対象地域の土地利用事業について、行政指導方針を改正しますのでお知らせします。

土地利用事業の行政指導方針改正

富士・愛鷹山ろくの森林は、地下水の涵養や治山・治水など、私たち市民生活に多大な恵みを与えてくれます。

この貴重な自然を守るため、富士山こどもの国や森林墓園などの公共事業における土地利用事業を優先する行政指導方針を定め、民間事業者が計画する五千平方メートル以上の土地利用事業については、申請書の受付を保留してきました。

しかし、現在の大変厳しい財政状況では、市の産業の発展や活性化などにつながるまちづくりの基盤整備と、自然の中で質の高い生活を享受するため、市民生活を優先した土地利用事業について、民間活力を導入していくことも必要です。

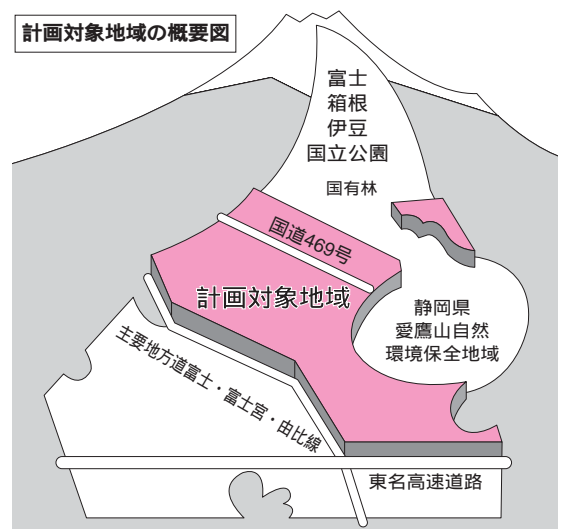
このため、行政指導方針を改正し、民間事業者が計画する五千平方メートル以上の土地利用事業についても、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画に整合し、都市計画法などに適合するものは申請書の受付をすることにしました。なお、土地利用事業の場所は原則として国道四六九号以南とします。

◆基盤整備

基盤整備として考えられるものは、次のようなものがあります。

- 工業団地整備（五ヘクタール以上）
- 企業、研究機関などの技術開発研究所
- 農林業施設

計画対象地域の概要図



◆生活の質を高めるための整備

生活の質を高めるための整備として考えられるものは、次のようなものがあります。

- 自然とのふれあいを中心とした自然体験学習施設
- 植物園

■事前相談を開始

四月一日から事前相談を開始します。なお、富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事前協議申請書の受付は十月一日からです。

問い合わせ

企画課 〇五五―二七二八
四月一日以降の問い合わせは、
環境政策課 〇五五―二七七六